

## 平成31年第1回浅川町議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成31年3月8日（金曜日）午前9時開議

- 日程第1 議案第1号 浅川町空き家等対策の推進に関する条例を定めることについて
- 日程第2 議案第2号 浅川町空き家対策審議会条例を定めることについて
- 日程第3 議案第3号 浅川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 浅川町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 浅川町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 浅川町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 浅川町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 浅川町消防団設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 浅川町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第11号 須賀川市と浅川町との一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議について
- 日程第12 議案第12号 平成30年度浅川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第13号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 平成30年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第15号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第16号 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第17号 平成30年度浅川町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書
- 日程の追加
- 日程第19 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程のとおり

日程第19 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

---

### 出席議員（12名）

1番 岡部宗寿君

2番 渡辺幸雄君

3番	金	成	英	起	君	4番	須	藤	浩	二	君	
5番	緑	川	富	士	男	君	6番	笹	島	亮	二	君
7番	水	野	秀	一	君	8番	田	中	重	忠	君	
9番	上	野	信	直	君	10番	角	田		勝	君	
11番	久	保	木	芳	夫	君	12番	円	谷	忠	吉	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	江	田	文	男	君	総務課長	小	針	紀	喜	君	
会計管理者		須	藤	寿	行	君	建設水道課長	八	代	敏	彦	君	
税務課長		菊	池	三	重	子	君	住民課長	江	田	豊	寿	君
保健福祉課長		坂	本	高	志	君	農政商工課長	岡	部		真	君	
学校教育課長兼 社会教育課長		生	田	目	源	寿	君						

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	岡	部	栄	也	主任主査	佐	川	建	治
--------	---	---	---	---	------	---	---	---	---

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで、建設水道課長より、訂正があるので、これを許します。

建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） それでは、議案第1号及び第2号におきまして、文面について訂正がありますので、ご報告申し上げたいと思います。

まず、議案第1号 浅川町空き家等対策の推進に関する条例を定めることについての議案の2ページ目、（調査）、第7条でございます。第7条1項と2項とありますが、2項については、特に関係ないということで削除をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。2項削除です。第7条の2項、2と書いてある、町長は前項の規定により公表しようとするときというところを削除をいたしたいと思います。全文削除でございます。

次に、議案第2号 浅川町空き家対策審議会条例を定めることについて、条例の第2条、所掌事務、審議会は、浅川町空き家等対策の推進に関する条例第9条になっておりますが、関係する条例の条文は第8条でございますので、第8条とご訂正をお願いしたいと思います。第2条の2行目のところの真ん中のところに第9条となっておりますが、条例の第8条を引用しているということで8条に訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、議案第1号 浅川町空き家等対策の推進に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 応急代行措置の中で、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができるという項目とこれは、どの程度想定しているのか。

それから、2項の町長は、前項の措置を講じたときは、当該空き家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収することができるという大まかな言葉で述べられているのですが、難しいとは思いますが、大体想定されるのはどの程度の費用以上を考えているのか。例えば、浅川座でバリケード的な簡単なやつてありますけれども、あの程度は軽微なものでしょうけれども、どの程度になれば、町が要求することができるのか、大体想定として結構ですけれども。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、町でできるのは当然バリケードとかそういうカラーコーンだと思っております。それで、どういうふうな想定なのかというのは、担当課長より述べさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 適正な管理がされていない状態のときに、人の生命、身体または財産に重大な危険が切迫しているときということで条項を定めております。個々に対しても、公費を投じるということでハードルは高いものと思いますが、本当に亀裂が生じて、家が傾いて、道路上や付近の家屋に本当に倒壊の恐れがあるという場合について、バリケードではなくて押さえをつくったりとか、あるいは飛散防止のために網を上にかかけたりとか、あとは崩落の恐れがある建物についてトタンを撤去したりという本当に軽微なものを考えております。これは、代執行ではなくて、本当に緊急措置的な問題として台風の接近もありますし、あとは本当に家屋が倒壊しそうな場合、そういう場合を想定して一応条項を決めております。これはまた代執行とは別に、町のほうで緊急措置的に施行して、その分の費用を回収したいということで、どの程度の費用というのは、まず想定はしていませんが、本当に軽微なもので、最低限、網をかかけたり、つっぱりをかかけたり、そういうものが対象になるかと思います。町のほうで、作業員さん等をお願いして原状を回復したりする場合もあるのですが、実際のところは、本来はお金は、作業員さんの賃金分はかかるのですが、そこまでは想定はしていません。実際には、委託をしたり、工事を発注したりして、そういう被害が、損害が発生した場合について、その分を相手方に請求をするというものの想定をしております。

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 今、課長から説明ありましたが、これちょっと大変難しいと思うのです。当該処置に要した費用という曖昧な言葉なもので、今課長の言う網をかけるとか、筋交いを張るとか、それだって大小いろいろありますから、ある意味では、ある程度の金額的なものを出してやってもいいのではないかなと。ということは、例えば、筋交いだって3本で終わってしまうかもしれないし、50本使うかもしれないし、それによっては違うのですから。それによって、処置の仕方によって、金額がまるっきり違いますから。だから、ある程度やっぱり、これ結局は財政に影響することですから、個人負担も違うことですから。その辺をここに載せることはどうかな、別紙に書くかどうかは別にして、ある程度、金額的なもので基準を決めておいてもいいのではないかなと思うのですが、どういふものでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 大変難しいと思いますが、とりあえずこの条例でやっていきたいなどは思っておりますが、なお、補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 金額等の定めをどうするのかというふうなことでございますが。特に今のところは幾らということでの検討はしておりません。先ほど申し上げましたとおり、あくまでも必要最低限のものだけの措置を、本当に危険な状態が切迫している場合について、施行してその分の費用だけということにしたいというふうには思っていますので、金額の上限はつけるかどうかについてはちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 大体条例というのは、最終的には町長の責任なのです。ほとんどが、町長が判断することになっているのです。だから、私としては、町長はどの程度のことを考えているのかなと思ったのです。結局、職員では権限がないですから、やはり最終結論出すのは町長ですから。町長が、どの程度になったら町財政に影響ないとか、あるいは地域住民に影響ないとか、そういうことをどの程度判断するのかと思って聞いたのですけれども、どうですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 想定するのは大変難しいのでありますが、とりあえずこの条例で、もし大きな災害があった場合には検討して、皆さんにお話をさせていただきますが、とりあえず、私の判断で今回はこのようにやっていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまの件であります、その後ろに対策審議会も今度、制定するのです。当然そういった問題について、執行部だけで軽々に判断できないというような状況のときには、この審議会に諮って、審議会の中で検討して、そして決めていくのかなというふうに私は感じたのですが、その辺について1点ご答弁いただくように。

それから、今回のこの条例について、今2点ほど削除と変更がありました。この条例というのは、私ども議員、案を見せていただいてもなかなか理解できない、ほとんど執行部のほうで出してくるやつには間違いがないだろうという前提になって、私ども審議をしているわけです。ところが、今回この2点のいわゆる訂正があった。それと、もう一つは、今まで例のないことなのですが、新旧対照表のあらわし方が今までになかったような新旧対照表を提出されたのです。私は、議案が配付されたその次の日に、総務課長と建設課長には、やっぱりこれでは新旧対照表がわかりにくいと、何で今までどおりの新旧対照表をしなかったのかと、これは、ぜひ差しかえてくれるようにと、こういうことで申し上げておきました。この条文そのものを非常にわかりにくいところもして、新旧対照表がこういうふうにわかりにくい3点について、改正があるものについて、7枚ほどA4で書いてあるのです。こういうのは、今までも出たことはありませんので、これ今後執行部としては、どういう新旧対照表とか、条例の改正とかそういうものについては、慎重に慎重を期して間違いとかわかりにくいようなことのないように、十分注意していただきたいのですが。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、8議員さんが言ったとおりに間違いのないように、これからやっていきたいと思っ

ております。

なお、最初の審議会に当然、私は諮りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） いいですか、8番。

○8番（田中重忠君） いいですよ。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 昨年の段階で、空き家の状況なんか登録数棟がありました。その後の変更として1件は登録の、2件のうち1件は売れたというふうな話もありましたが、現在の状況はその後から私はふえていのではないかなというふうに思うのですが、町が今把握している空き家の数、これはどういうふうにご存じますか。どういうふうになっておりますか、その点が1つであります。

それから、代執行をする場合に、先ほどから論議になっている軽微なものについては、当然これは審議会どころか、そういうところに諮らなくてもやれるだけやるというのは当然だと思うのです。ただ、半分取り壊すとかですと、相当金がかかる、そういうものの代執行については、町が調査をしてすることができるというふうになっておるのですけれども、これらについて、国や県のいわゆる助成なり、交付金に関係するとか、そういう国の措置は一切ないのでありますか、その点もお伺いしたいと思います。と同時に、そこまで至らない段階で、空き家の所有者の方、あるいはそれを継承した相続人とか、町外の方が多いと思いますが、そういうふうになった場合は、そういう方の連絡なり、協議なり、時には警告なり、そういうものがどういうふうになっておるのですか。そういう手順と同時に、町がやっぱり必ずこれこれ、こういうふうにやらなければならないというふうにはなっていない、するというふうなことがありますけれども、その辺の手順についてもお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、第1点目の空き家の数については、課長より答弁させていただきます。

代執行は、今のところは考えておりません。

3番目の国・県の補助についても、課長より答弁させていただきます。

4番目の手順についても、課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 空き家の数でございますけれども、一般質問でも答えたかと思っておりますけれども、空き家バンク登録が7人ございました。そのうち、2件の申し込みあり、1件が売却できたということございました。平成28年に空き家の調査をいたしました、その時点では空き家対処法ということでありました。その中でまた所有者の方に問い合わせたところ、空き家ではないというふうな回答がありまして、その当時の回答でいきますと、空き家であるというのは47件あったのです、そのうちに希望があった7件が空き家バンクのほうへ登録をしたいということだったのですけれども、実際に登録したのが2件だったということがございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 取り壊しに関して、2、3のご質問のとおり、特別措置法に基づきまして代執行で取り壊すことは可能であるものと思っております。今回、条例とは別に規則ということで勧告以降のいろんな諸手続また立入り等についての関係する規則についても定めることを予定しております。

取り壊しについて、国・県で助成はあるのかということでございますが、いわゆる行政代執行の経費につきましては、本人に請求をするということが原則で、その請求に応じない場合については、国税徴収法に準じて執行することができるということになって、あくまでもその本人からお金をもらうということが原則となりますので、国・県の補助金はございません。

次に、どういうふうな段階を踏むのか、どういうふうな指導をしていくのかなということかなと思いますが、空き家対策特別措置法に基づきまして、順番としては、まず所有者を特定して、助言、指導を行う。これは、法的措置ではございません、あくまでも協力ということで助言、指導を行います。その後、勧告という手続になります。勧告というと、今度は法的な手続に措置をすることになりますので、その場合については、審議会のほうに諮ってということで、次の条例になりますけれども、その勧告をします。その勧告にも応じない場合については、今度は命令ということで、本人に除却の命令をかけるというふうな重要措置になっています。それでも、本人が除却をしないという場合については、町で代執行するかしないかという判断に基づいて、代執行をするというふうな一連の流れになっております。指導、助言というのは、先ほど言いましたとおり法的措置ではございませんので、あくまでも協力、勧告以降代執行までは法的な措置ということになるということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 数については、答弁されましたとおりだと思うのですが、前回の28年度に47件という候補、空き家候補という呼び方、私からすると、この空き家の概念が、そういう意味では、この登録を希望しなければ空き家にならないような、ならないというか、空き家というか、町が認めるそういうものにはならないというふうには考えていないですけれども、やっぱり空き家というのはもう何年というか、1年、2年、3年、相当数の年数、そこに人が住まなくなると、そうすればもう空き家だというふうには私には考えるのですけれども、そういうふうな状況の中で、危険が差し迫ったものになるというのは、典型的なのは、浅川座の問題だと思うのですけれども、各部落でも崩壊寸前のような、あるいはちょっと柱の2、3本動けば、あるいは台風が来ればガタガタとってしまうような空き家は相当数あると思うのです。そういうものは、町の中に、住宅の中にあるとは、そういうものではありません、ないのが大半ですので、危険というふうには見なさないのだと思いますが、いわゆる今、課長から言われた助言、勧告、命令、代執行とこういうふうな手順があるということを今、答弁されましたけれども、町はこの47件に対して調査したその結果に基づいて、その所有者がわかったわけでありましょうから、その方々に対する指導なり助言なり、そういうものはどういうふうにしておるのでありますか。毎年のように、今までガラスが全然壊れてなかったものが、ガラスがなくなってしまったとか、棟が落ちなかったのが落ちてしまったとか、どんどん荒廃が進んでいるのです。だから、部落の人から見れば、あそこに子供らが集まったり、子供が集まるとは余りないのですけれども、これもちょっと若い者が集まりどころにしたり、そういうものになっては、これは、危険そのものになると思うのです。火の

問題も含めて。だから、その辺の認識の違いはあるのですが、そういうところに事前にいろいろ手順に基づいて勧告したり、連絡を密にしたり、そういうことをする必要があると思うのですが、その点はどういうふうに考えているのでありますか。お伺いしたいと思います。

そして、またもう一つは、これは、一般質問でもありましたから詳しくは言いませんけれども、浅川座のような状況になっても、危険だから町が交通安全、あるいは飛んだトタンを片づけるとか、その程度のものであつてはならないと私は思うのです。ですから、今課長が言われたように網をかけるなんてという、網という問題もありましたけれども、その程度までは、町はやっぱり緊急的なものとしてやらなければならないと思うのでありますが、その点お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1番の答えが、私たちがここ誰も住んでいないだろう、空き家だろうということは、私たちのほうではすることは、空き家だろうということはできません。

崩壊寸前があるだろう、確かに町にはたくさんあります。それに関しては、今後、私たちが検討しなければいけないことだと思っております。

3番目、空き家の指導をどうするのかについては、これからも検討しなくては行けないし、その点については課長に説明させていただきます。

最後の浅川座、大変、私たちが浅川座に関しては苦勞しております。今後、今10番議員が言ったように、網をかけるのが一番最善策かなと思っておりますので、今後さらに検討させていただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 危険家屋に関する指導とかの問題かなというふうに思いますが、危険家屋と言われる、特措法で言う危険家屋というのは特定空き家と言われるもので、倒壊の恐れがあつてなおかつ周りに被害を及ぼすというふうなことで定義されているかと思いますが、特に周りに被害を及ぼさない、ただ畑の中にぽつんと1軒だけ建っているというような家については、特に周りの被害もないということで、町ではそこまでの対応を考えているわけではございません。空き家の中でも、特に周りに危険を、被害を及ぼすような家屋については、以前調査をしております。以前の調査におきましては、有効に使える家屋とか危険な家屋はどこにあるのかというふうな調査をさせていただいておりますが、当時、危険家屋で倒壊の恐れがあるという家屋は2棟ございました。その危険だという判定につきましても、外観の判定だけでございます。実際は、危険かどうかという判断は内部に立ち入らせていただいたり、いろんな状況を調査しながら、特別措置法でいう特定空き家という判定をすることになると思っておりますが、今度、条例制定した後に、規則等の制定も予定をしておるという話を申し上げましたが、その中で立ち入りする方法とか書面とかいろんなことについて規定をして、そういう中で、まずは特定空き家というのが町の中のどこにあるのかというのを内部調査も含めて、まずは調査をしなければならないというふうに思っております。それで、町の特定空き家がどのぐらいあるのかというところから、特別緊急措置が必要なところについて、順番を決めて助言とか指導、連絡等とかをとっていくというような形になろうかと思っております。

以上です。



○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、最後の答弁の中に、これからこの条例が制定されて、審議会等が立ち上がれば、そちらに基づいて、この特定空き家と言われるそういう空き家についても、内部調査に立ち入りすることができるわけですから、そういう内部調査をして、先ほど言われたような手順の中で対策を講じていく、こういうことですね、わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今までの質疑で、あらかたの疑問は解けたのですけれども、2つだけお伺いをしたいと思います。

1つは、第5条で空き家等に関する対策についての計画を策定するとなっていて、こういう規定があります。これ具体的にはどういうことなのか伺いたいと思います。

それから、もう一点。これ確認なのですが、応急代行措置、第9条、本条例を定めることによって、この規定により、今までは全部取り壊したような代執行はできたけれども、トタンだけ剥がすと突っかい棒だけするとかというのはできなかったけれども、この条例を定めることによってできるようになると、そしてなお、かかった費用はその所有者からもらおうと、こういうふうになるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 空き家対策の計画に関するご質問でございますが、計画に対しましては、さまざまな空き家の対策を網羅するような計画をつくることになろうかなというふうに思っております。それは、空き家の有効活用、今やっております空き家バンクの問題についてもその計画の中に盛り込んでおったり、ご質問のとおり、一番重要な問題である特定空き家と言われる不良家屋に対するいろんな対策等についても計画の中に盛り込んでいきたいと、総合的な空き家対策の計画になるかなというふうに思っております。

応急代行措置の件でございますが、応急代行措置につきましては、条例以外としても道路法に基づいて、台風の災害等が起きた場合、あるいはその災害救助法に基づく、特別に被害が及ぶような場合の措置というのが設定されてございます。それに基づいても、道路等に倒壊の恐れがあるものについては、措置をすることは可能であると思っておりますが、改めまして町のほうでは、それ以外の部分についても、そういう被害が及ばないような形で住民に対して迷惑がかからないということで、本来、本当に倒壊の恐れがある、条例で言うとおりの、切迫している、緊迫している状態というところが、というふうになってしまいますが、できるということで条例の制定をしております。それに対して、最低限やったものに対して本人に請求をするというふうな条文のつくりになっています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 空き家のまず計画なのですけれども、基本的には空き家バンクで活用する利活用の計画と、それから特定空き家、危険な家屋、これに対する計画を立てると、こういうふう理解してよろしいですか。

この計画というのは、大体いつごろにつくる予定なのか伺いたいと思います。

それから、2点目の確認の部分なのですけれども、道路法で対応できた部分もあったけれども、総合的に対応できるように、今回の条例制定をしたと、こういうふう理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） ご質問のとおり、今特にメーンというか、大事なものとなっているのがやっぱり空き家バンクの活用の問題と、特定空き家の対策の問題が主なものとなるというふうに思っております。計画の策定いつまでというのは、まだちょっと計画策定がいつまでということでは決めておりませんので、条例制定以降、早急に対応を図りたいなというふうに思っております。道路法でも措置ができるけれども、広い意味でその条例の中で決めたということでございますが、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 2点ほど伺います。

今回の空き家対策推進の条例をつくるのか、審議会条例を定めるというのは、まさに浅川座の対応をするためだと私は思うのです。それで、町は今まで浅川座の所有者といろいろ対話をしてきたと思います。それで、この条例をつくることによって、今後どの段階から所有者とお話し合いをするのか。

2点目、浅川座のことで申しわけないのですが、この前の説明の中で、建物の所有者が1名、あと土地の所有者が数名いると聞きました。その中で、土地の所有者も含めて、町と建物の所有者、3者での話し合いというのはあるのか伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後、一番最後のくだりですけれども、一番最後のお話し合いはしていきたいと思っております。

そのほか、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 昨年、浅川座の問題につきましては、所有者等のコンタクトをどういうふうにとっているのかというようなお話はされておりました。実を言うと、所有者のところに郵便で送ったり、あとは自宅に行ったりとかということで訪問した場もありますが、本人そこからもう出て行ってしまって、もう今はいないというふうな状態になっております。まずは、所有者の特定をして、どこにおられるのかということをもっと特定した上でその所有者の方と連絡を取り合いたいというふうに思っております。

あと、建物の所有者と土地の所有者は別でございますので、除却に関しまして、3者で相談するという機会も持ちたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） せっかくこういう条例を制定するわけですから、地域住民の方の不安を取り除くためにも、やはり町としては、積極的に所有者と接触を早急に図って、問題解決に挑んでもらいたいと思います。

最後に、町長答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ご指摘のとおりだと思っております。

町でも一生懸命やらさせていただきます。なお、町民に迷惑のかからないようにしたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

1番、岡部宗寿君。

○1番（岡部宗寿君） 今の所有者の話というのは、まずあったのですが、ここは8番議員の田中議員にひとつ一番ここで最後にその所有者と会った方だと思いますので、そのときの状況をちょっと確認してみて、田中議員お願いいたします。

〔「いや、それは」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ちょっと、この審議の内容が一般質問のようになってきますので、これはやっぱり質疑なので、この条例案に対する質疑というふうにきちっと整理していただけますか。

○議長（円谷忠吉君） 質疑のみです。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 1番、岡部宗寿君。

○1番（岡部宗寿君） 大変失礼いたしました。

私、初心者なものでわからず、すみませんでした。

昨年、ここの娘さん、母親が亡くなって誰もいないという状況、それで納骨式に来られた。そのときに、この話をしたわけなのですが、そのことでちょっと言っただけで、別に町で誰とも会っていないのに、その所有者と会って話をするというのは難しいのではないかということで、私言いたかったものですから言っただけです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから、日程第1、議案第1号 浅川町空き家等対策の推進に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、議案第2号 浅川町空き家対策審議会条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 空き家対策審議会条例をつくるわけですが、この条例の中に、審議会の委員は8名ということ、第3条ですか、ここにありますが、ここに、学識経験を有する者、建築関係者、不動産関係者とそのほかということになっていまして、ここに、議員が入っていないのです。本来であれば、議員2名ぐらい入れていただいて、議員としての意見もやっぱり調整してほしいなと思うわけです。これ、さかのぼるのですけれども、私が議員になった当時、いろんな町の執行機関の附属機関に議員が各2名ぐらいずつ出ていました。それを、私どもちょっとその時点では、配慮が足りなかったとか、執行機関に議員がそういうふうに入っていたのでは、採決のときに影響を及ぼすのではないのかと、これは、やっぱり執行機関の附属機関に議員が入るといふのはまずいのではないかということで話し合いました、それらを全て、全てというかほとんど、議員を引き上げてしまったという経過があります。ところが、今になってみますと、恐らく議員が入っているのは、国民健康保険の運営を考える協議会とそれから何ですか、本当に二つか三つぐらいしかないのです。ここで、今回のこの条例はいいのですが、ここにやはり議員を入れるということを、当然やっぱり考えていただいていたのかなと、恐らく他町村の場合はみんな入っていると思うのです。浅川町の場合は、ただいま前段で申し上げたとおり、議員の側から外してくれという、そういう要望をして外した経緯があったわけです。その点についてひとつ。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 大変難しい問題であります、やっぱり採決に影響すると思いますので、今回は議員を入れないほうにさせていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） もちろん、この条例については、このままでいいのですが、今後、議員を各審議会とかそういうほうへ積極的に登用して、議会の声も町政執行により多く入るように配慮願いたい、こういうことです。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○8番（田中重忠君） いや、やってみてください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後の検討課題だと思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 第2条の1項1号で、空き家対策計画の策定に関することを調査、審議するという事になります。そうすると、審議会の方が、計画の策定にかかわるということなのですか。どの程度かかわるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 計画の策定の件でございますが、どういう形で審議会の皆さんにその計画の策定に入ってもらおうというところまでは、まだ正直なところ検討はしておりません。ただ、どのようにいたしましても、計画に対して審議会の皆さんの意見を聞くというのは、私有財産に対して措置を講じるというものもございますので、当然のことかなと思いますので、それはちょっと検討させていただければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第2号 浅川町空き家対策審議会条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第3号 浅川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この条例の一部改正の中で、証明書を自動的に発行する等の機能を有するものをいう、という文言があります。ここで言う証明書を自動的に発行する等の機能を有するものというのは、具体的にどういうものなのかご説明いただけます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、江田豊寿君。

○住民課長（江田豊寿君） 文言で言いますと、今ほど記載されている内容でございまして、具体的に申し上げますと、提案理由の補足説明でもしましたように、コンビニエンスストア、予定していますセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、それぞれのコンビニエントにコピー機と同じく、その機械が設置してあります。その機械を多機能端末の機器というふうになっておりますので、現在備えつけてあるコンビニエントのコピー機の中にそういった機能が備えてございます。これについては、試験運行も先日行いまして、間違いなく体制は今確定ではございませんけれども、準備は進めております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） もうちょっと、説明していただけますか。

要するに、コンビニエントに設置したのはわかるのですが、ここで言う証明書を自動的に発行する等の機能を有するもの、要するにコンビニエントのそういう機械を使って、そして証明書をとり場合には料金が必要ですよということですか。そこのところもうちょっと詳しく話ししていただけますか。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、江田豊寿君。

○住民課長（江田豊寿君） 今回の一部改正する条例案ですけれども、提案理由でも説明しましたが、基本的に印鑑証明、窓口でしか今、交付できませんけれども、それがコンビニで同じく印鑑証明が交付ができるというふうになっています。それを交付するためには、一定レベルでの町の住基システムと連動してもらって、しないと交付できませんので、それが国の機関とコンビニ業者等で回線をもって接続されている機械、認証されているそういった機械を利用することによって、印鑑証明が交付されますというふうになっていますので、それを文言で言いますと、多機能端末機というふうになっていますので、それはコンビニ備えつけの機器というふうにご理解いただければ、その中において、同じように印鑑証明が交付されます。また、手数料についてもその機械を利用することによって、手数料条例の一部改正とあわせて、窓口で納入する200円の手数料、これと同額を入れてお支払いいただくことによって、証明書が交付されるというふうな中身になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、このコンビニで発行のできる証明書というのは、印鑑証明と住民票とかもできるのですか。それと、これは、町民の方が申請して、そして、コンビニでそれを発行してもらおうということになりますが、そのときには、町役場に備えつけてある、印鑑証明の場合は、印鑑証明のカードそのものが

ありますから、それ以外のものについては、その申請書みたいなものがコンビニにも用意してあって、そこで書いて申請が可能なのか、またそういうもの的一切必要なくて、印鑑証明だけなのか、住民票はだめなのか、そのところについて、ちょっと。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、江田豊寿君。

○住民課長（江田豊寿君） 手数料条例の改正でも一部申し上げましたが、今回の多機能端末機、コンビニで交付受けられるものにつきましては、住民票の抄本と謄本、これの交付が受けられます。あと、今、お話ししました印鑑証明、この住民票関係と印鑑証明、これについては交付をできます。それ以外の戸籍とか税証明関係、これについては、今回は取り組みはしてございません。あくまでも、住民票と印鑑証明のみというふうなことで取り扱いをしております。これらのコンビニでの申請につきましては、書面での申請、そういったものではなくて、回覧板等々で周知しておりますが、マイナンバーカード、これが必ず必要になってきております。マイナンバーカードを機械に入れることによって、その情報を読み取りまして、暗証番号も当然あるわけなのですが、そういった暗証番号を設定することによって、自動的に印鑑証明、住民票等が交付されるという仕組みになってございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町が手数料を払っても、町民の便に供するというので、町民が利用しやすいようにするという、こういうことだと思うのですけれども、参考までに、いわゆる住民票や謄本の利用、それから納税の町民税等の口座振替、納入、こういうものは、どのような実績が今あるのですか、数字的もわかればお伺いしたい。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） コンビニの納税より、当然町民の利用しやすいようにやっております。それで、納税の実績については、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、江田豊寿君。

○住民課長（江田豊寿君） 住民票と印鑑証明ですが、窓口年間通して29年度の実績ベースで申し上げますと、住民票については、2,000件程度。印鑑証明は、1,900件程度の年度内での取り扱い件数はございます。正確な数値は、今、手元にちょっとないものですが、概数として、住民票で2,000件程度、印鑑証明で1,900件程度の取り扱い実績はあります。

以上です。

〔「いや、あの答弁ありですけれども、その」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） それでは、平成30年度中のコンビニで収納された税金の件数なのですが、当初、件数では2,000件、3,000万円ぐらい見込んでおりましたが、31年1月末現在で約2,400件、金額としましては3,500万円、コンビニで納付できる税金のうちの7%がコンビニを利用して納付されております。

以上です。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 実際の利用方法なのですが、役場の窓口で印鑑証明もらおうとした場合には、印鑑カードが必要です。今度は印鑑カードは必要なくて、コンビニで出してもらう場合はマイナンバーカードが必要だと、こういうことなのですか。そうすると、マイナンバーカードというのは印鑑カードと同じくらい重要なものになってくるというふうに思うのですが、そういうことなのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、江田豊寿君。

○住民課長（江田豊寿君） コンビニで交付を受けます印鑑証明書につきましては、印鑑登録証、これについては必要ございません。あくまでも、マイナンバーカードを持って、印鑑登録内容の情報関係を回線で利用しますので、窓口で証明書を出す印鑑証明書と同じものの証明書がマイナンバーカードを利用して、コンビニから交付されるというふうになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第3号 浅川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 鳥獣被害対策実施隊員には、年額2万6,000円の報酬を支払うという規定です、提案さ



れているのは、この鳥獣被害対策実施隊員というのは、誰が認定するのですか。普通のほかの特別職というのは、条例に基づいて選出されます。この鳥獣被害対策員というのは、どなたが認定をするのか伺いたいと思います。

2点目として、現在、例えばイノシシを有害鳥獣で捕獲すると、町だと2万円、県だと2万3,000円でしたか、報奨金が出ます。そのほかの有害鳥獣、イノシシ以外の有害鳥獣に対する報奨金というはあるのでしょうか。あったらそれぞれの鳥獣について、幾らなのか伺いたいと思います。

3点目です。イノシシ、その他有害鳥獣の捕獲の実績というのは、どういうふうになっているのか伺いたいと思います。これ、どこかの質問で答弁があった部分もあるかと思いますが、再度お願いしたいと思います。

それから4点目、鳥獣被害対策実施隊員を非常勤特別職に新たに加える意味というのは、どこにあるのか。他町村はどういうふうにしているのか、その点を4点目として伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、1点目の誰が認定するのかというところなのですが、経過を言いますと、平成25年7月から鳥獣被害対策実施隊の設置規則というのを決めております。その中で、町長が任命することになっており、現在でも委嘱状という形で9名の方を任命し、実施隊となっていたいただいているところでございます。

2点目の、現在イノシシの捕獲に対しては町のほうの有害鳥獣ですと、国・県等の補助をいただきながら、町の上乗せ分も含めて、1頭2万円をお支払いするようになっておりますが、そのほかの鳥獣、動物については、特に決めてはおりません。実際のところは、年間40万円の委託料という金額で対応しているというところでございます。

それから、捕獲の実績ですが、30年度の12月末までの捕獲許可のところの実績まででございますけれども、イノシシでは3頭、ハクビシンが58頭、カラスが6羽、カルガモが17羽、タヌキが18、アナグマが1、アライグマが4頭という実績でございます。

それから、非常勤特別職に加えることなのですが、この実施隊を設置するもとなっているのが、国の法律名で言いますと、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律という法律がありますが、その中で実施隊を置くことができるということになり、その中で非常勤職員であるということがあり、国のほうからも実施隊については、非常勤の特別職であって、報酬等の条例を定めるように求められており、今回追加でやっております。他の町村においても、同様な措置、この非常勤特別職の報酬条例になっているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目です。実施隊員については、町長が任命をする、ということですね、手続としては、ただ任命する前提として、実施隊のほうから、この人新たにメンバーになったので、この人を実施隊

員に委嘱してくださいという話の流れで任命ということになるのだと思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか、伺いたいと思います。

2点目、3点目はわかりました。

4点目、国の法律で、本当は実施隊員というのは非常勤特別職とするのが望ましいのに、今までしてこなかったから、今回するのだということだというふうに思うのですけれども、国の法律はいつできた法律なのか。

それから、他の町村でも、非常勤特別職に加えているということなのですから、年額2万6,000円を支払う、こういうのも大体他の町村も同じような金額だということなのではないでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目については、新たに隊員ができれば、紹介をいただいて、私が認定したいと思っております。

2点目につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 先ほど申し上げました、法律自体については、平成19年にできております。実施隊にかかることにつきましては、平成24年の改正あたりから原発以降等も福島県においては、鳥獣被害がふえてきたことにより、24年の改正でいろいろ実施隊について、いろいろな支援をするような条項が加えられたことから、浅川町の平成25年に実施隊を設置するような、先ほど言いました規則をつくって対応していましたけれども、条例には加えておりませんでしたので、今回改めてお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「報酬もほかの町村と同じくらいなのですか」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 失礼しました。

他町村の状況なのですが、いろいろではございますけれども、申し上げます。

石川町と玉川村は同じ年額2万6,000円でございます。平田さんと古殿さんは日額5,800円ということになっております。ただ、この日額5,800円はいろいろな会合とかそういったところではないのかなというように理解です。それから、白河市さんが2万円、須賀川市さんは1万2,000円、それから東郡のほう、棚倉、鮫川さんのほうは年間3,000円というような、例規集を見ますとそのような形になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 今、9番議員の質問の中で、隊員数の話が出たのですが、町長、今、要請があれば、私が任命いたしますと言ったのですが、定員数はないのですよね。空き家対策審議会は定数ありますよね、委員の定員数。実施隊員には定員数はないのですよね。そうするとこれは、失礼な言い方だけれども、町長のさじ

かげんではどうにでもなるということですよ。だって、今そう言ったのですから、私が任命しますからと、そういうふうになりますね。ましてや、年額2万6,000円でしょう、これは固定給として位置づけられるでしょう。そうすると、出勤回数は、イノシシなり何なり、そういうものを捕らえたときに1頭につき幾らの補助金ということで、そうすると別に、極端な話が、出勤はしたが、獲物は1匹も捕れなかったということになれば、それははっきり言って、この2万6,000円の中で処理しなければならない。あとは、全体で四十何万が出したのね、その中でやるということでやって、その他の要するに、年間の維持費とか何とかというのは、この人たちの隊員の維持費としての経費はどこから出てくるのか、この2万6,000円でやるのですか。だから、問題は2万6,000円が年額、固定給だから、当然これに充てる、別に出てくるのか何なのかわからないけれども、任期がないでしょう。審議会はちゃんと出てきたのですけれども、今言った年間の保障額というか、2万6,000円でやるのか全部。それから、出勤手当、私は消防でいう出勤手当と言ったのですが、何回出て、獲物が捕れないと、経費が出てこないということになるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいのですが。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 6番議員、例えば、銃の許可証、当然わなの許可証もろもろ持っていなければ、認定はできないと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

〔「それはそうでしょう」の声あり〕

○町長（江田文男君） なお、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 先ほど、ちょっと申し上げましたけれども、平成25年に浅川町鳥獣被害対策実施隊設置規則というのを設けております。その中で、隊員については30名以内というふうになっております。まず、定員につきましては、現在9名の方にはなっております。任期は2年ということになっておりまして、平成25年の7月から2年間、それから27年の7月から、現在は29年の7月1日から31年の6月30日までが任期となっているところでございます。

それから報酬のことですけれども、おととい、ちょっとお話したかと思うのですけれども、まず今回はこの報酬が2万6,000円、委託料として実際の捕獲した実績ではございませんが、捕獲にかかわる費用として40万、そのほか追い払い活動とかその周りの見回り等の活動については、浅川町の被害対策協議会のほうから、別に国・県等の補助等をいただきながら、それに対応していく予算を確保しておりますので、これで全て賄うということではありません。

〔「了解」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 今、町長資格なければ、あれだと言った。資格はもちろんなくてはならないです。資格ない者はできませんから。

しかし、多分、今現在9名でしょう。町はそれに対して、今までもいろいろ出てきたのですけれども、この原発の後、特に多いものですから、新たな町の援助方法などをして新規の人を隊員に、有資格者をふやすというようなこと、前にも言ったかと思うのですが、どう思いますか、再度、それで終わりにします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 検討させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第5号 浅川町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第5号 浅川町手数料徴収条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第6号 浅川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第6号 浅川町国民健康保険条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第7号 浅川町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 説明では、国・県、これの法律の改定によって、こういうふうになったのだというふうなことなのですが、この占用料を引き下げることなのですか。これは、国や県はどのような趣旨で引き下げられるのですか。町の収入は少なくなるわけですが、その根拠、公共性が高いというのはもともとわかっています、料金は決めたわけですから、それを下げるとするのはどういう理由からなのかと。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 道路占用料の徴収条例の件でございますが、国の法律、県の条例に町の条例が縛られるということではない法律でございますので、町で決めて結構なものでございますが、前にも改正あったときに国・県に合わせて、町のほうも改正しているということで、今回も合わせているということで改正いただくものですが、国と県でどういう状況で減額したのかというのは、私もちょっとわかっていなくて、国・県に合わせて右倣えをして、改正の条例を提出させていただいているというのがちょっと現状です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私はそこのところはわかりません。これは、町で条例を決められるのですよね。だからこそ議決が必要でしょう。そうなった場合に、そういう言い方ちょっとあれですが、わざわざ町の歳入が少なくなるように値下げをするというのは、幾ら国や県が全県的にやるのだからと指導があったとしても、浅

川町はできないのだ、こういうことがあるのが地方自治体、地方自治法なのです。ですから、いろいろな要求をめぐっては、国と地方自治体が対立するときもあるのですけれども、何か課長の説明では、縛られはしないのだけれども、全県で下げるので、浅川町もそれに準ずるのだ。その程度の理解というか指導はもっと何か具体的にはなかったのでしょうか。その、これはひとつの例ですけれども、電力会社が今エネルギー危機でとにかく赤字なんだなんていうような、実際には違いますよ、何十億ももうかっているわけですから、そういう事情があれば、これは下げざるを得ないと思うのですけれども、そういう説明は何らなくて国県が上げるのだから、私どももやるのだと、こういうふうなことになるざるを得ない状況の説明なのです。そここのところをお願いしたい。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今回は、先ほど課長が述べたとおりに当町もやらせていただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 以前の議会にも、同じような趣旨の条例改正案が出たような気がするのですけれども、そのときの説明は確か、地価が下がっているので、地代、言ってみれば道路の地代、これも下げるみたいなニュアンスだったというふうに、おぼろげながら記憶しているのですけれども、そういうことありましたよね。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長に説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） ちょっと、情報がないのですけれども、前回の改正は、おそらく平成27年に改正されたかなというふうに、今附則を見て思っているのですが、議員さん言われたとおり、何か地価によって下がるというのが大きな要因ではないかなというふうには思っておりますが、私も、ちょっと申しわけないのですが、情報がなくて、そういうことが主なものとはなっているとは思いますが、すみません、国・県からの指導等はございませんが、あわせて改正をしたいということで提案させていただいております。それで、電話柱とか電力柱もありますが、それ以外にも配水管等、個人で町の道路を占用しているもの、配水管も減額になりますというふうなお話をしておりますが、そういうものにつきましても、ほとんど値下げになるということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この値下げによって、財政的には具体的にどれぐらい減るのかについてお尋ねしたいと思います。

それから、先ほども申しましたが、新旧対照表が非常にわかりにくくなっている、これについて再度答弁いただかなかったのですけれども、今後こういうことのないように、しっかりとその管理をしていただきたい。

以上2点です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） しっかりと管理させていただきます。

その他、課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 昨年度での予算とことしの予算の額で申し上げて、そのうち土地の占用料の徴収条例の改正によって、幾ら減額なんだという話をさせていただきたいと思います。

昨年度の予算につきましては、予算の中で説明をしたとおり、道路占用料が63万6,000円で、今年度31年度につきましては、61万3,000円と、2万3,000円減額となっておりますが、そのうち道路占用料徴収条例によって減額になっているのは、1万8,000円でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

終わりでやったのだから、何ですか。答弁漏れ。

〔「答弁漏れというか、答弁をきちっと私要請しておきたいのです。いいですか」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 何ですか。

○10番（角田 勝君） 私、質問ではなくてというのは、各課長にもぜひ、心構えとしてお願いしたいと思うのです。町長からも大分必要あるのです。というのは、やっぱり町が歳入が減ったり、町に不利なような状況が生まれるそういうものが何のためになされるのかということについては、きちっとやっぱり町民にも議会にも、きちっと答弁できるようなそういう進めを、やっぱり国に倣ってというふうなことで、これはやむを得ないというふうに思うのですけれども、ただ、なぜでは今これなのかと、こういう疑問を持って、ぜひ、そういう指導があれば、今度はなぜそういうふうになるのですかと、私のほうとしては少しではあるけれどもいけるとか、あるいはクリーンになるのだというようなことであれば、きちっとその原因を明らかにしながら、県や国の指導を了解するとこういう態度をとってほしいと要請しておきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第7号 浅川町道路占用料徴収条例の一部改正についてを起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第8号 浅川町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 議案の文言見ると、非常に難しいのかなという感じしますが、これ実際、端的に、簡単なのです。端的に、どういう業種がどういうふうになるのかということなのだと思うのです。その辺、端的にわかる、手短かに説明していただきたい。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） まず、上水道事業布設工事監督者の配置基準と水道技術管理者ということで。

まず、上水道事業布設工事監督者につきましては、水道の工事を行うために、各大学卒業して実務研修何年とか、高校卒業であれば何年という資格を持った人を町の中に配置をしておくということで、布設工事監督者を配置しなければならないというふうになっております。

もう一つは、水道技術管理者というのは、水道事業を運営していく上で、技術的な管理を行う者を必ず町のほうで水道技術管理者として選任しておかないと、水道事業はできないということで、町のほうで選任をしております。これも、大学卒業で実務経験何年とか、あるいは厚生労働省だっと思えます、資格基準に基づく研修を受けた者を認定することができるというふうになっております。

水道布設工事監督者については、現在、浅川町では2名の者ができることになっており、水道技術管理者については4名の者が資格を持っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何をどういうふうに改正するの。どこをどういうふうに。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 条文の中にもございますが、新旧対照表の中で、説明を申し上げます。

学校教育法による短期大学等の資格要件、学校教育法そのものは改正をされておるということで、その資格。ちょっと、お待ちいただいてよろしいですか。

先日、提案理由の中でも説明を申し上げましたが、学校教育法の一部を改正する法律と技術士法の施行規則の一部を改正する省令というものが変わったことによって改正するものでありますが、学校教育法の改正におきまして、専門職の養成を目的とする新たな教育機関として、専門職大学と専門職短期大学というのが新設をされております。それに基づきまして、（短期大学）で括弧書きで追加をしております。

それから、技術士法施行規則の一部を改正する省令によりまして、技術士の試験の専門科目の中に水道環境というものがあったのですが、それが上水道及び工業用水道という科目の中に含まれましたということで、その水道環境という項目を削除しているものでございます。



浅川町の職員でこれに該当して、水道を事業布設工事監督者と水道技術管理者になっている者は今のところ  
はございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ちょっと、いろいろ難し過ぎてわかりにくかったのですけれども。

結局、今まで大卒ということが前提だったのが、この改正後からは専門職大学前期課程の修了者を含むとい  
うふうに改正になった、この点が改正点なのではないですか。そのように理解してよろしいのでしょうか。端  
的に言えば、大学を卒業して、実務経験があって、何かかんかとありましたけれども、それに加えて、今回は  
専門職大学前期課程を修了した者を含むということではないのですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 短期大学の 신설によりまして、そのような形になったというふうに直ってござ  
います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 執行の皆さんは、こういう条例案や何かを出すときに、出す側としてはそれなりに案を  
つくっているわけですから、それは調査をしてつくっているのですから、少なくとも説明のときに私どもが初  
めて聞いてもわかりやすいような、そういう説明をできるようにひとつ研さんしてください。これ、町長お願  
いします。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

〔「いや、わかりましたから言って」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各課長にしっかり答弁できるよう指導していきますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第8号 浅川町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術  
管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおりに可決されました。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第9号 浅川町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） この内容はわかるんですが、今後の消防団の欠員やいろいろ班運営だの班長がやる人がいなくて困っているなんていう分団もあるわけです。そんな中でこういう傾向が今後あった場合、改正などはどのようにして、分団の編成なども変わっていくような状態にも考えられると思うんですが、今後どのような考えをしておるのですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 仕事関係とか会社関係のもろもろ事情がございますが、現在の311名で今後も行っていきたいと思っております。改正は、班長も何も今のところ考えておりません。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 確かにこの今、仕事を持ってみんなやっているもので、そうするとやはり地域に密着した仕事でないとはやはり災害のとき困るわけです。そういう点でいきますと、今の体制が一番いいのかとか私も思っているわけですが、そのような話の中で十分考えてやっていただきたい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そのかわりで現在、消防団員の定数って311人なんですけれども、現在の実団員数って何人なんでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） すみません、手元に詳しい資料がないんですけれども、260人前後だったと思います。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 260人前後だということであれば、311人に50人以上足りないという状況だということだ  
と思うんですけども、そういう状況で引き続き311人のまま定数は維持していくということなんですか。今、  
全然検討の課題にも上っていないという状況なんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 消防団団長を初め本団のほうからは今はそういう話はございません。今回定数を削  
減するとまだまだ削減する可能性が出てきますので、できればこの辺を維持していきたいなというふうを考え  
ています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第9号 浅川町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを起立によって採決  
します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第10号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第10号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立全員]

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第11号 須賀川市と浅川町との一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この案では要するにパスポートを福島県庁まで行かなくても浅川町で申請できるということに理解してよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） これについては提案理由で一度説明したかと思うんですけども、パスポートの、県より権限移譲を受けましてそれらの事務を須賀川市に委託するというので、須賀川市役所のほうで申請、受理ができるということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 私が考えていたいわゆる浅川町ではなくて、須賀川市役所のほうでできるようになるということですね。はい、わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 先にこの、須賀川、今現在一番近いのは白河でできるんですよ。そうするとこの一般的には白河に行くのが多いのかなと思うんです、浅川の人はいね。そうすると仮に須賀川と委託契約を結んで経費をかけて委託料を払って須賀川にするメリットというのが、これどういうものなのでしょうか。私は確かに便利になるというふうに思えないんですけども、その辺の町の考えはどうなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 提案理由の補足説明でも申し上げたと思うんですけども、現在、福島県庁、郡山の合同庁舎、白河の合同庁舎等の県の機関で申請、交付を受けることができます。さらに須賀川市をふやすことによって申請する窓口がふえるという利便性を考慮し、やったということになります。

なお、今ありました経費の面でありますけれども、県から権限移譲ということで受けます。そうすると権限移譲交付金ということで、県からその事務について交付金を受けることができます。その交付金を全て、その交付金の範囲内で須賀川市と委託ができるということでございます。

○10番（角田 勝君） はい、わかりました。

○議長（円谷忠吉君） よろしいですか。

6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 確認したいんですが、今10番議員が言われましたように私も前白河で取ったことがあるんですが、両方で取れるということですか。白河と須賀川と両方でパスポートの許可をもらえると、それ明確にお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 今ほど申し上げたとおり、県庁でも取れます。郡山合同庁舎、白河の合同庁舎等県の各機関、さらには今回権限移譲を受けて須賀川市と委託契約になれば、須賀川市でもとれるということでございます。

○6番（笹島亮二君） はい、わかりました、了解。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第11号 須賀川市と浅川町との一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第12号 平成30年度浅川町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ないですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この……

○8番（田中重忠君） 議長。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 質疑に入る場合、ページわかる場合ページから。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

ページを言って、それからやってください。

○10番（角田 勝君） ページね。ページは5ページがございまして、それからこの本予算に飛び、減額になっておる農政商工課、あるいはそのほか土木こういうところにわたりますので、このページというふうに限定はできませんけれども、いわゆる5ページの繰越明許が8,000万超えているんですね。これは本来ならば30年度中に事業が完成すれば、この1億近いような繰越明許を来年に回すというようなね、新しい年に回すというようなことはやる必要がないんであります。言いかえれば、やることをきちっとやらなかったからこういう繰越明許が全ての金額が出てくるというふうに言いかえることが、極端でありますができると思うんですね。

その理由なんですね。やはり主なものは国や県の補助額、あるいは社会資本の事業の確定、こういうようなことで国や県の予算がつかないというのが大筋のその理由だと思うんです。しかし、当初で計画した林業の問題や土木の請負や工事の請負やその他の予算が執行できなくなったというのが、単にそういうものだけなのか。最初の計画そのものが、その確実性が問われると私は思うんですね。

ですから、計画してくれても次から次へと取りやめになったり、来年に回すというようなことが次から次へと出てくるということが、これは町民から見れば町の執行のやり方がどうかなっている、まずいのではないかとという町民としてのそういう思いを持つと私は思うんですね。

ですから、これらのいわゆる理由ですね。そういうものをなぜこうできなかったのか、来年度に回さなければならなかったのか。県や国の予算の獲得とか予算の配分がなぜ浅川町に計画どおりこなかったのか、これらについてひとつ明らかにしていただきたい、わかりやすくですね。

同時に、この計画そのものもどうだったのか、この辺のことについても反省点ややはり教訓として学ぶことが私はあるのではないかとと思うのでありますが、その点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、計画は全て実行しようと思っております。

なぜ繰り越しをしたのかは、各課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、繰越5ページの繰越明許の農林水産業費のふくしま森林再生事業でございまして、大きく2つありまして、今回30年度では大草地区の年度別計画いわゆる測量設計等の業務、それから、城山地区の森林整備のほうの繰り越しとなっております。

まず、大草地区のほうですけれども、まず、その実施範囲。予算、県のほうから配分を受けました予算の範囲内でどこをやるかというような選定作業のほか、やはり森林所有者への確定等について時間がかかったものですから、繰り越しをしたいというところがございます。

それから、城山地区に関しては発注時期も29年から繰り越して調査を行って30年に調査が終了しまして、発注自体が30年の11月末ごろになってしまいました。そのことによるおくれや、城山地区については保安林となっておりますので、その協議等に多少時間がかかって繰り越ししたいというところがございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） まず、予算の減額になったものについてでございますが、一般会計予算の14ペ

一ジの土木費の道路橋りょう費で4,874万9,000円ほど減額というようになっております。それから、町営住宅管理費のほうで259万6,000円ほど減額になっております。これは、国費が確定したことによって減額をするものでございます。

やるべきことをやらなかったのではないかなというご指摘もありましたが、私のほうではそういうふうには考えてはおりません。やるべきことはやりましたが、国費の状況によりましてその金額が減額せざるを得ないというふうな状況でございます。

国のどのくらいの予算をまずはもらえるか、計上すべきかというのは確かに現況の予算を予想してというのも予算の計上上はあるかと思うのですけれども、町側のやはり要望額を予算計上して、結果として国の予算がつかなかったというのが現状となっているというところです。

31年度予算はまだ後で審議されると思いますが、より現況に近づけて減額をして算定して予算案の計上をしているところでございます。

それから、繰越明許費の関係でございますが、なぜ繰越明許費になってしまったかという理由につきましては、例えば道路橋りょう費の防災交付金事業でございますが、これは4つの工事をやるということで予算を計上しております。実を言うと最終的に国庫補助金を上手に使うというか単独費用をなるべく出さないということで3つの工事を早目にやってその後に残予算、変更等もありますので、残予算を見ながら最後の工事を発注しようということで、若干工事の発注が、設計等はでき上がっておりましたが、工事の発注等がおくれて繰り越しをするというものでございます。何せタイムアウトしておくれたということではなくて、国の予算を有効に使うという目的で補助の額を確定した上で最後の工事を発注するというふうな手法をとっておりましたので、今回繰越明許費ということで計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私の経験上も最近になってこの繰越明許がふえてきているんですね。過去にはこのような形で事業の大半を、あるいは経費の大半を来年度に回すというような繰越明許は、そんなに出ていなかったんですよ、1件くらいしかね。だからそういう意味では、今年度のこの補正の中では今言われたような原因だと、建設水道課ではやることはやったんだけど予算がつかなかったんだとこういう論も出ました。農政商工課の場合には、大草のいわゆる計画した調査が、所有者の確定やその他調査区域の確定等に時間がかかったと、こういうふうなことであります。

その前段の時間がかかるということについて、そんなに安易に計画を私はずべきでないと思うんですね。ですから、どうしてもやはりやらなければならぬれば臨時の職員を頼む、あるいは専門家の人たちにも知恵をかりるとかして、何とでもこの事業を年度内に終わらせるんだとこういう覚悟を持ってこの任に、その職務に当たらなければ、私はならないと思うんです。そういう点でもっとしっかりした覚悟を持ってやってもらいたいというのが、総じての問題であります。

なぜこのそういう所有者の確定やそういうもののやり方の問題、私わかりませんが、一番はやはりこの基礎的なそういう調査、準備そういうものは予算編成の際に、もう予算を要求するその前に一定の目安をつけて計画を立てて、そして予算化するのではないのかなと私は思うのです。そして、振興計画に基づいたそ

ういうものを着実に完成させていくというのが、これ町の仕事の進め方だと私は思うんです。

建設水道の社会資本の充実とか、さまざまな国の予算がつかなかったと、ですからできるだけ単独事業を減らして補助事業でやっていくということを精査してそういうのも町の予算の有効に使うという、こういう観点から繰越明許、来年度に回すというふうな状況になったんだということですが、私はその辺にね、もう少し掘り下げてこの計画を執行するための体制や準備そういうものにもっと目を凝らして何としてもやるんだという、そういう状況を、気構えを持ってやらないと次から次へと後送りになったり工事の発注がおくれたり年度末でできなくなってまた延長するというような、そういうことにつながっていくのではないかと思うんであります。

そういう点で、この財政担当の総務課長にお尋ねしたいんですけれども、そういう精査について最終的に取りまとめをして予算化して国や県との折衝なんかも含めて一番やはり重責を担うのは、総務課長だと思うんですね。その辺はどういうふうにお考えでありますか。そしてまた町長もですね、できるだけやはり計画したものはその年度内で終わらせると、どうしても、どうしてもということであれば、それは次の年の早期発注を目指して早くもう手を打つというようなことをきちっと計画しましたと町長が言えるような状況をつくり出す必要があるだろうと、こういうふうに思うんでありますが、総務課長と町長の認識を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 繰越明許につきましては当該年度、今回で言いますと平成30年度になりますけれども、その年度でどうしてもできない事情があった場合について翌年度に繰り越すことができる財源となっております。この財源については、例えばふくしま森林再生事業につきましては5,168万になっていますけれども、この中には補助金も確定はしております。補助金はもらえないということではございません。補助金をもらって繰り越すというような話になっておりますので、先ほど建設水道課長のほうからもあったように、土木費に関してはなるべく町の単独費を出さないために請差等も有効に活用したいということで、それらについて財政のほうとも協議したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ただいま10番議員からご指摘いただきました繰越明許費は、次年度に残さないように頑張りたいと思います。

いずれにしても今後、国・県の補助をいただき、しっかり計画を立てて町民のために実行していきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 10番議員、終わりですか。はい。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） みんなで8点あるんですけども、伺いたいと思います。

まず、1点目は今、議論になった繰越明許費のことです。

私も何でこのふくしま森林と防災・安全と社会資本の3つの事業が繰越明許になっているのかなとお尋ねをしようと思いました。



今の説明であらかたわかったんですけども、ふくしま森林の再生事業のほうは私も地権者の1人になっていまして、委託を受けた担当の人が現地説明するからということでも何人か集まった際に、山の土地の所有者、共有になっていてこの人は一体誰なんだろうという人がいっぱいいて、山の登記なんて相続のときに一々変えないもんですから所有者の確定にえらい手間取っていたという実情は見ていますので、それはそれでわかりました。その森林のほうはですね。

あと残りの2点ですね。道路橋りょうの防災・安全と社会資本のほうの件なんですけど、今の説明を聞いていてちょっとはと思ったんですけども、国・県の補助が受けられる事業を優先したい、町の財政を有効に活用するため、これはこれでわかりました。請差が出てきて最後残ったならばそれでもって町単独のものをやりたいと、こういうふうな大ざっぱに言えば説明だったと思うんですね。そうすると、当初予算で議決をされていた予算について、町単独のやつはもう当初からはやらないというようにも聞こえるんです。

そういうことが原因になっていたのかどうか、ことし町で発注した工事の第1号はたしか8月、8月だったか7月かもしれません、7、8月だったと思うんですね。でも以前はもう予算が議決されているんだから、5月ごろからもう町単独の分はどんどん発注していたんですね。これ予算をつける、例えば道路修繕に予算がつけられるというのは、その地域の方から直してほしいという要望があって、町がいろいろ苦心して予算をつけて議会にこういうお金の使い方をしていいですかと諮っていいですよと、町民が喜ぶことですからいいですよというふうになって議決もらうわけでしょう。それが予算をもらっていないがらいつまでたっても発注しないと。

私は一日も早く発注して工事を完成させて喜んでもらうというのが、町の基本的な姿勢だと思うんです。その点をやはり落としてはならないと思うんですね。確かに限られた予算を有効に使う、補助金事業を優先したいというのも感覚としてはわかるんですけども、でも町単独のもそれなりにやはり早目に対応してやるべきだろうというふうに思うんです。その点の認識を伺いたいと思います。

2点目です。7ページ。

土木費国庫補助金、3つ減額されております。これらについては事業の確定によるものだということでありまして、やり残した事業があつての減額ではなくて、7ページね、全部やり終わってそれで経費が安く済むなどで補助金もその分減ると、こういう関係なのかどうなのか伺いたいと思います。それが2点目です。

3点目。8ページに一番下のほうに生産物売払収入というのが出てきます。

当初予算では存目の1,000円だったんですけども、75万5,000円の予算が計上されております。生産物売払収入、町が生産物売払収入って何なのかちょっとわかりませんので、この生産物売払収入とは何なのか説明をいただきたいと思います。

それから10ページ。企画費の吉田富三記念館助成金10万円が計上されております。

吉田富三記念館については財団法人吉田富三顕彰会でしたか、そこに年間1,100万円を維持管理を委託していると思うんですけども、これのほかに新たに10万円を助成金として出す、この理由は何なのか伺いたいと思います。今のが10ページです。

5点目。12ページ。農業委員会費についてお尋ねしたいと思います。

農業委員報酬で666万円が増額になっておりますけれども、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。ふえた理由です。

6点目。13ページの観光費、下のほうですね。

これで515万円が減額になりました。観光費地方創生総合支援事業、県の補助金これをもって城山と弘法山だったかな、その剪定とあと城山にイルミネーションをつけるんだという、これ計画を取りやめたということだというふうに思います。私は当初予算のときに城山にイルミネーションつけるのはやめてくれというふうに言ったんですけども、そのようにしてくださったんだというふうに思うんですけども、剪定はやってほしかったんですよ、城山と弘法山の剪定は。剪定は単独でやったんですか、やらなかったんですか、その点を伺いたいと思います。

17ページ。公民館費について伺います。

町の総合文化祭助成金が7万5,000円減額になりました。減額になったように、町民の方から総合文化祭が前よりも寂しくなったという声が何人かから寄せられております。あいているスペースもふえたし、以前はお花がずーっとあったり、華道のお花ですね、それから写真の愛好会の方の写真展なんかもいろいろあったし大変にぎやかだったんですけども、何かことしは寂しかったということで、これに対する対策としてはどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

一番最後。18ページ、町営プールの監視員の賃金に関してなんですけれども、23万4,000円が減額になりました。

監視員がいなかったということなのかと思うんですけども、これでプールの安全性は確保されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目から8点目までは各担当よりお答えさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） まず、繰越明許費のご質問でございますが、繰越明許費につきましては、残した上で単独分をやらないかということではなくて、国費でやっている事業と単独事業でやっている事業というのは全く別で予算は動いております。

簡単に言わせていただきますと、例えば国の予算は当初5月ごろに決定をされます。土木事業でいえば2,000万という予算が来るとすれば2,000万の国庫事業をどういうふうにその町として使うのかというふうな、例えば曲屋・破石線と大明塚・背戸谷地線の2件の工事であれば、その2,000万のやつを振り分けをしてやるというふうな工事を発注することになります。当初、今回でいえば大明塚・背戸谷地線を発注して、それに対して国庫補助が幾らということでは決まるんですけども、その額の確定がやはりちょっと仕事が進まないときないというのもありまして、例えば2,000万の予算のうち1,000万発注したけれども、請差で200万減ってまたその追加で工事発注で予期せぬ事態でふえているかということ、最終的な曲屋・破石線にかかる工事費というのが、最終的にある程度進まないと確定しないというのが現実でございます。

工事が発注おくれたということでもなくて、曲屋・破石線の工事につきましてはその工事の額の確定をちょっと待っていたというのがあって、そのことによって単独事業を圧迫したりとかということではございません。その辺はちょっと誤解いただかないようにしていただければと思うんですけども、あくまでも国費は国費の分で総額の中で決めているというふうなことでございます。やり残した事業があることによる減額ではとい

うことではなくて、あくまでも当初の、8款の減額の件でございますが、国の補助金につきましては、当初に額がもう確定されてしまいます。途中で追加をしたりとか減額をしたりということがある意味できないということで、当初にいただいた額をどういうふうに町の補助の中で使っていくのかというふうなことでやっております。

さっき4件の工事を発注してというふうな話も申し上げましたが、ある意味その額が確定されてしまっているんで、最終的にその補助金の額を有効に、例えばさっき言った2,000万をどういうふうにするのかというのは、やはり町として考えざるを得ないというのがありまして、もう一度申し上げますけれども、単独費は単独費で別に置いておりますので、単独につきましては国の補助等が該当しませんので、入札はしておりませんが、小規模な工事として4月から発注をいたしております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、3点目。8ページの生産物売払収入ですが、これにつきましては平成29年度から繰り越しましたふくしま森林再生で、旧財産区の町有林の間伐等で発生した発生材を売却したものでございます。杉、松、雑木等577立米分を売却した収入でございます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 4点目。10ページになりますけれども、吉田富三記念館助成金10万円ということで今回計上させていただきました。これにつきましてはふるさと応援寄附金ということで、町外の方から寄附をいただいております。その中で伝統文化ということで項目があります。その中では吉田富三、花火の関係、また記念館の関係とかありまして、これについては記念館のほうでぜひご活用していただきたいということで、そういうふうな申し出があったことからこの10万円を計上したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 12ページの農業委員会で農業委員報酬666万4,000円ですが、これにつきましては歳入の8ページの農業費補助金の中の一番下にも同額計上されておりますけれども、全額国からの補助でございますが、この報酬につきましては平成28年、29年度より農業委員会の新しい制度に移行され農地利用最適化交付金というのが創設されております。29年度から町のほうでも昨年度も交付しております。

この金額につきましてはその農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんの活動及び成果実績、今回につきましては成果実績のほうで666万ほどとなっております。この成果実績の算定に当たっては、農業委員会の活動による担い手への集積活動とそれから遊休農地の発生防止、解消という2つの指標から成っておりますが、そのうち担い手の集積について今回30年度においてはそういう要件の設定とかが多かったものですから、それと加えて国の予算の範囲内でも浅川町の活動が今、新体制に移行してから他町村のほうに余りそういう成果が見られなかったところもあり、予算が優先的に配分されているのかなと思います。他町村が同じような成果を持っていきますとその予算が調整されて案分されるような形になりますけれども、今のところ今年度におきましてはそういう成果のポイントが高かったものですから、このような金額で計算された報酬が加算されるということになっております。

それから、13ページの観光費のほうですけれども、その剪定とイルミネーションを当初、当初というか補正でお願いしていました。この事業はそういう一体での事業だったものですから、剪定だけをやるということではできませんでしたので、剪定はやっておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長兼社会教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

17ページの中段です。

公民館費の総合文化祭の助成金、三角の7万5,000円なんですが、総合文化祭につきましては実行委員会があります。実行委員会の方々に運営を検討しまして毎年開催をしております。以前にも答弁したかと思うんですが、毎年この文化祭の実行委員会なんですが、参加団体の減少、それとメンバーの方々の高齢化も進んでおるんですね。いろいろ内容については協議して開いているわけなんですけれども、今後もあり方といいますか、その内容の充実につきましては検討するように、その実行委員会にも伝えるようにしますし、担当職員にも検討するように指示したいと思います。

なお、こちらとしましても総合文化祭にはセッティング等職員も十二分に手伝っているつもりなんですけれども、結果的にはそのようになったかと思われまます。

次に、18ページです。

町民プール費の賃金23万4,000円の三角の件なんですけれども、こちらにつきましては、プール監視員はそもそも6人体制で行っております。うち1人につきましては別な仕事とかけ持ちの方がおまして、余り出られないときがあったんですね。その場合は担当職員が対応しておりました。その分で賃金が減額になったのも含まれます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の繰越明許については一部ちょっと課長の説明で早口のところがあって私よく聞き取れなかった部分があるんですが、補助事業と町の単独事業は別事業で進めていると。町の単独事業については、その補助事業についてはいろいろと進んでいないと価格がはっきりしなくて補助額が決まらない部分があるので、いろいろこうあって繰り越しになってしまうと、しまったということなんですかね。

単独事業については、4月の当初からの発注をしていますよということでしたと思います。

ただ、町の単独事業については入札やったのは確か7月、8月かな、一番最初の。前はもっとずっと早かったんですね。ですから、設計に時間がかかったとかいろんな事情があるんでしょうけれども、先ほど言ったように町民が一日も早くできるように願って町が予算をつけて議会も議決をしたことですので、一日でも早くできるように取り組んでいただきたいという姿勢はずっと持っていたいただきたいということを申し上げたいと思います。

2点目の国庫補助金については、減額したのは別に仕事が終わらなかったわけではなくて、全部終わっているいろいろ整理した結果がこういうふうな数字だったということですね。確認をしたいと思います。

3点目についてはわかりました。間伐材を売ったお金だということですね。

4点目。企画費で記念館の10万円なんですけれども、ふるさと応援の寄附の方がいて、伝統文化に使ってくださいということで10万円寄附されたんですか。伝統文化には花火と記念館があるわけなんですけど、花火ではなくて記念館に10万円を助成金として出すということにした理由は何なんですか。改めて伺いたいというふうに思います。

それから5番目はわかりました。浅川町の農業委員会が農地の集積で目覚ましい成果を上げたということだったんだというふうに思います。

6点目も理解しました。

7点目、8点目もわかりましたので、先ほどの再質問の部分にお答えをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 工事の入札の関係でございますが、8月に最初の入札をしております。8月の入札につきましては、今年度の工事につきましては入札を行った工事は全て国庫補助事業でございます。単独事業につきましては、随意契約の範囲内である130万以下の工事として随意契約で見積もり後に発注しておりますので、入札とは関係なく4月の段階から必要な箇所については修繕工事等発注をしております。一日も早く取り組んでいただきたいということですので、職員、なるべく早くうちのほうも補助事業につきましても対応を図るように努力をしていきたいなというふうに思っております。

国庫補助金の問題でございますが、国庫補助金につきましては、金額がもう5月の段階で確定をされてしまっています。例えば浅川町の配分が5,000万円だということであれば、増減はありません。5,000万の中でやってください。返すというふうな話にすれば、いや、それは返さないで町のほうで事業を見つけて工事に取り組んでくださいというふうな話になってしまいますので、5月の段階でその調整を始めて工事の発注に進むということでございます。

事業につきましては、設計は前年度等に行っておりますので、あと補完設計ということで工事費の調整とかを行って単価の組み替えをできるということですので、今回の曲屋・破石線も後からの発注になってしまいましたが、工事の設計そのものはもうちょっと早い段階ではできておったんですが、どうしてもその国庫補助金の有効な使い方ということで、あとになってしまったということでございます。なるべく工事の発注につきましては早目に発注するように調整、努力したいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほどの記念館の助成金でございますけれども、先ほど申し上げたとおり伝統文化には花火か記念館関係でございます。この方にあつてはぜひ記念館のほうに使っていただきたいというふうなお話がありましたので、今回入れさせていただきます。

なお、平成29年度にもこの同じ方からなんですけれども、5万円がありまして、その際も同じような手続をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何点かお聞きしたいんですけども、まずただいまも出ていました繰越明許費についてありますが、約8,000万くらいあるわけですが、今、担当課長からいろいろ理由が出てきました。やはり、大きな理由としては時間内に終了していないのと、それから翌年度に繰り越すことができるという、そういった理由が述べられておりました。

これ実は私前町長について批判するというのではなくて、私この繰越明許費について、富永町政の10年間、須藤町長の10年間と実は調べてみたんですよ、最近ばかり多いから。そうしたら結果として、富永町長のときには10年間のうち2年間、合計金額で1,000万の繰越明許費です。

ところが、須藤町長になってからは毎年繰越明許費が出ています。その額も多いときには3億円近い繰越明許費が出ています。先ほど9番、10番の議員さん言っていますけれども、予算に計上して仕事をやることになっていたやつがその年度内に終わらないで次の年度に繰り越すということ、このことを職員の皆さんこれは普通ではないんだというふうにな、捉えていただきたいんです。

何か最近仕事が残ればそのまま繰り越せばいいんだみたいな感じでずーっと繰越明許費に継続しているんですよ。これは違いますからね。私は違いますと申し上げておきます。

なお、幹部の職員の皆さんにしたら自分たちでそれが正しいのか正しくないのかきちっと調べて確認をしていただきたいと思います。

やはりだんだん何か流れがルールから外れてきているように思います。ここで一回私のほうも皆さんもすっかりそれを検証して、本当に町民と町のためになるような、そういう予算執行を心がけていただきたいと思うんです。1点はその点ですね。

それから、6ページの地方債補正について3点あります。

1つは公共施設等適正管理推進事業債7,470万、その下が社会資本整備総合事業債、6ページです、5,700万、緊急防災・減災事業債9,490万が、右側に来て補正で減額になっております。

この減額の理由はなぜ減額になったのか、これについてご説明いただきたいと思います。

それから8ページの15款2項2目2節の地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金375万が減額になっております。ほぼ全額です。初日の議案説明のときには取りやめというふうな説明があったと思いますが、どういったことだったのかお聞きしたいと思います。

それから、8ページの16款2項1目1節、先ほど同じく1節の生産物売払収入の話がありました。今度は不動産売払収入72万1,000円、これはどこの不動産の売却なのかについてお答えをいただきたいと思います。

12ページ。6款1項1目1節の報酬、これは農業委員の報酬ということで、先ほど来ご説明がありました。それでお聞きしたいのは非常に成果が上がってそれでこれぐらいの金額になったんだという説明でありました。それでその成績を積算する、どのような方法でやられるのか、これについてご説明いただきます。

それから、13ページ。6款2項1目13節の委託料、減額1,300万です。

ふくしま森林再生事業年度別計画1,300万が減額されておりますが、これの理由についてご説明いただきたいと思います。

14ページ。8款2項1目及び2目。ここに13節、15節、17節がございます。これ全て減額であります、上

から修繕設計委託料659万8,000円の減額、これはどこでしょうか。それから15節の工事請負費1,947万1,000円の減額、これはどこでしょうか。それから今度は2目の15節、三角で1,164万8,000円の減額、これはどこの工事の減額ですか。17節公有財産購入費ということで土地購入費が三角で100万減額になっておりますが、どこでしょうか。それから、22節の補償、補填及び賠償金、補償金の900万の減額であります。これはどこのどのような内容の減額なんでありましょうか。

以上、大変申しわけありませんが、それぞれご説明いただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当に答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほどの繰越明許費については、今後十分検討していきたいというふうに思っています。

2点目でございますけれども、6ページの地方債の補正の件かと思えますけれども、これにつきましては、これ抜粋していますので大変申しわけございません、9ページのほうをお開きいただければと思います。9ページをまとめたのが先ほどの地方債の補正という形になってございます。

一番上から申し上げますと、一番上は民生債ということで公共施設等適正管理推進事業債ということで、これについては当初3,150万予定しておりました。これがゼロということで全て落としたということで、これは当初保育所、旧浅川町保育所の部分の解体工事費に係る費用を予定していたわけでございますけれども、30年度の財政状況等を見まして必要なくなったということで今回借金、起債を借りなくて済んだということでございます。

次の土木債でございますけれども、これについては社会資本総合整備事業債の1,480万が工事費等の減額によって不要になったということでございます。

さらには消防債でございますけれども、これにつきましては平成30年度で防災行政無線の子局のほうの建設のほう、取りかえのほうを行いました。その請差が生じたことによって990万ほど減額になったということがあります。

一番下、教育債でございますけれども、当初4,320万を見込んでございました。これにつきましては浅川幼稚園の解体費用でございます。それらが安く済んだということで、請差がありましたのでその分を減額したということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 8ページの一番上の企画費県補助金の地域創生総合支援補助金375万の減額でございますが、これは関連しました歳出では13ページの観光費にあります地域のみどり再発見事業等で、これの取りやめによりこの歳入375万円、8ページのほうについては減額となったところでございます。

それから8ページの一番下のほう、不動産売払収入でございますが、こちらにつきましては2カ所ほどありまして、まず1カ所目が旧山白石保育所のところの一部分について隣接する方から払い下げの申し出がありまして……

○8番（田中重忠君） どこどこかわかればいいんです。

○農政商工課長（岡部 真君） 山白石の本内地区、旧山白石保育所のところで面積は全部で340平米ほど。それからもう1カ所については袖山の旧ゴルフ場あるんですが、そのところに一部水路がその敷地内に入っていたことが発覚したものですから、それを売却しております。面積が150平米程度となっております。

それから12ページの農業委員の報酬ですけれども、これの積算内訳ですか。

○8番（田中重忠君） 議長、いいですか。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それはその集積のどういう計算をしてこれ、その成果を金額に見積もっているのかという事です。その方法だけでいいですよ。細かくどうのこうのじゃなくて。

○農政商工課長（岡部 真君） 国が示す配分の基準がありまして、農業委員さんの数掛ける1万4,000円掛ける十二月、それに先ほど申しましたその成果活動の評価点数があります。それを掛けたものが666万4,000円で、これが配分の上限額となっております。この上限額が、他町村の状況がそれほどよくなかったことから上限額全て来たということでございます。

それから13ページの森林再生1,300万円につきましては、県からの配分額、事業内示があったということで当初ちょっと見込んでいた金額よりも少なかったということで1,300万の減額となりました。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 8款2項道路橋りょう費、1目の道路維持費の委託料の修繕設計委託料の関係でございます。659万8,000円の減額となっておりますが、これは大草川橋それから滝大川橋の修繕設計の委託料が減額になったものです。前段に申し上げますと、先ほども申し上げているとおり国の補助金の額が当初に確定してしまうので、それに合わせて国庫補助額をそれぞれ配分をして減額をしているものでございます。

続きまして、工事請負費1,947万1,000円でございますが、これは4カ所の工事でございます。再見形・袖山線ニッセイの前の道路と、それから背戸谷地・大代線につきましては今年度は実施できないということで、全額減額をしております。それから里白石・木和田塚線ののり面の補修工事、橋梁の修繕工事、滝大川橋でございます。これの合計として減額を1,947万1,000円ほどしております。

次に2目道路新設改良費の工事請負費でございます。これは大明塚・背戸谷地線、今やっております道路改良工事とあわせまして曲屋・破石線の道路改良工事、合わせて1,164万8,000円の減額となっております。

17の公有財産購入費でございますが、これにつきましては曲屋・破石線の用地費となっておりますが、今年度ちょっと所有者の調査が終了していないということで、この分とその下の補償金につきましてもまだ工事が進行していないということで補償が必要がないということで、曲屋・破石線でございますが、これにつきましては残額分を工事費のほうに回しているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ご答弁いただきました。

それで、繰越明許費のほうは私先ほど申し上げました点を十分頭に入れて調査してみてください。そんなに



ね、もう本当にふえているんですよ、ここ10年ぐらい。やはりこれでは少ない予算の中でかなりの額、億単位の額が繰り越されてしまう、そういうことでございますので、これはしっかり検証していただきたい。

それから、説明の中で国の予算が決まるのが遅いから、だから工事がおくれてしまうんだという説明があったんですが、そこで1点お聞きしたいのが、事業を計画して単独の町の財源それから国からの補助金それらを合わせて、そしてこの事業はやれるなということで金額を推定してそしてこの3月議会に予算として計上するんだと思うんですね。すると、国の予算というのはそういう段階で国から補助されるということを確認してから、予算計上しているのではないんですか。何かさっきの話を聞いていると、そういうことで予算に組んでいても後で国の予算が決まらなかったとか削られたからその事業が減額しているんだみたいな説明もありましたんで、その点について一つ財政のほうの担当課長、ちょっと答弁いただきたいと思います。

それから8ページの地域創生総合支援補助金サポート事業の375万円の減額について、取りやめた理由は何ですか、理由は取りやめですということですが、事業について説明を求めたんですが、13ページということで担当課長指定されたんですが、13ページのどこを見ればこれわかったんですか。私ちょっと見つからなかったんです、これについて。

それから13ページの6款2項1目13節の委託料、これはいわゆる県支出金がなくなったから1,300万減額したんだということですが、この県支出金というのは補助金なくなったということなんですか。県支出金なくなったというのはどういうことなのか、簡単でいいですからご説明いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 予算の関係でございますけれども、今回31年度当初予算のほうも提案させていただいておりますが、その中でも予算のほうは国・県補助金想定で組んでいます。これについてはあくまでも見込みということで組まないで予算組めませんので、あくまでも国・県予算に関しては、補助金に関しては見込みということで計上しております。それらが幾ら来るかというのは事業の途中にならないとわからないというような説明だったと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 土木事業の国庫補助金の件でございますが、国に対して仮要望ということで町で要望書を提出をします。次年度の予算が幾らになるのかというのは、当初予算の作成時点では全く皆無の状況です。国側の補助金が遅くなるからその工事がおくれているというふうなことは理由にはしておりません。あくまでも5月には国の補助金は確定しておりますので、5月に補助金をいただいた中でどこをやるのかという配分を決めて、8月という形になってしまいましたが、その発注時期は遅いというふうなご指摘もありましたので、なるべく早く進められるように対応してまいりたいと思います。一応工事予算の時点では国庫補助金が幾らになるというふうな要件はちょっとできていないというふうな状況です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 8ページの歳入の一番上の375万円の減額です。地域創生総合支援事業補助金

三角の375万、これに見合うのが13ページの一番下の段、7款商工費の2目観光費、補正額が515万円で、その中ほどの列に補正の財源内訳というところで国・県支出金三角の375万円となっております。これが見合いの数字でございます。

それから、森林再生13ページのその観光費の上にあります林業費の委託料1,300万の減ですけれども、同じように補正額の財源内訳をごらんいただきたいのですが、国・県支出金で三角の1,262万4,000円となっております。この1,262万4,000円につきましては、戻っていただいて8ページの15款2項5目の2節林業費補助金ふくしま森林再生事業補助金で1,262万4,000円、これと見合いの額となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） すみません答弁を補足して、金額がどこにあったかはわかりました。それで、これは375万と今の15款2項2目2節のサポート事業、これは取りやめた。どこの何を取りやめたのかということを知りたかったんですよ、375万円の。

それから、そのあと2つありましたよね。これも、何で県の補助金が来なくなった、国の補助金が来なくなったということで理由はわかりましたけれども、何で来なくなったのかということをお簡単に、わかりやすく説明してください。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 13ページの観光費の歳出515万円の減でございますが、これにつきましては地域のみどり再発見事業ということで、平成30年6月に考えておりました。内容につきましては、城山の山頂付近においてイルミネーションの装飾とあわせて植栽の剪定作業を実施するということでしたが、再度いろいろな内部でも検討した結果取りやめをしたということでございます。

○8番（田中重忠君） わかりました。議長、オーケー。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第12号 平成30年度浅川町一般会計補正予算（第4号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第13号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第13号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、議案第14号 平成30年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 申しわけございません、2点だけ。

29ページの2款1項3目19節の負担金、補助及び交付金これは600万ですね。これは何人分なんでしょうか。人数を教えてください。

それから5目19節の負担金、補助及び交付金990万円の減額、これも人数何人分なのかお聞かせください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、今回の補正の概要なんですけれども、予算の説明でもお話ししましたが保険者機能強化推進交付金という、ことし初めて交付される交付金が実は確定しました。それが歳入にあります110万8,000円という金額になっております。これに伴いまして、歳入分の軽減が図れるということでその分の負担割合を変更したような内容でありまして、先ほど質問がありました19節地域密着型のサービスと施設介護サービスの人数といたしますか、余っている予算のほうの調整をしたという予算の編成になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、議案第14号 平成30年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、議案第15号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、議案第15号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第16、議案第16号 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、議案第16号 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第17、議案第17号 平成30年度浅川町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） すみません、説明で聞き逃したかもしれませんが、お伺いします。

一番最後、54ページです。水道事業企業債6,250万円ということで325万円減額したということなんですけれども、正確な理由について改めてお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） これにつきましては、大明塚の専売公社跡地につくる予定であります水源の工事に関する経費でございます。

30年度中に水源を使用するための事業認可申請を今やっておるんですが、事業認可申請が許可がまだおりていないということで31年度に事業を改めてその予算を計上するもので、30年度分につきましては減額をさせていただいているものでございます。工事につきましては、配水管及び導水管の布設等を軌道の下を推進工事をする予定の部分でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まだ事業認可申請がおりていないという理由は何なんですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 昨年未ぐらいから県とは何度も協議はしておりますがなかなかハードルが高く、いろんな事業のこれまでの水源の問題やこれからの水源をどういうふうを使用するのか、それから浄水方法が新しい井戸を使ってから確かにその浄水方法がうまく水質が変わっても稼働できるのかとか、経営状況も含めていろんな形で認可の許可がおります。

下水道事業とかだと認可というのは意外と排水関係はそんなに厳しくないんですけども、水道は人の飲料水にかかわる問題です。なかなかこうハードルが高くて、協議は何度も県のほうに私も含めて担当と行っているんですが、まだちょっと許可にはなっておりません。

県のほうでも今年度末には何とかということなんですけれども、今まだ協議中でもうそろそろ最後の詰め段階にはなっているんですが、まだ許可がおりていないという状況となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、議案第17号 平成30年度浅川町上水道事業会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第18、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、請願第1号が採択されましたので追加日程、意見書準備のため暫時休議といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時02分

○議長（円谷忠吉君） 再開いたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りします。ただいま配付いたしました日程第19を日程に追加したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

---

#### ◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第19、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に提案の表題部を朗読させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

〔議会事務局長（岡部栄也君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第19、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 零時04分